

○富士見市まちづくり寄附条例施行規則

平成23年3月31日

規則第11号

改正 平成26年4月30日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士見市まちづくり寄附条例（平成23年条例第4号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入れ等)

第2条 寄附金は、富士見市まちづくり寄附金申込書（様式第1号）により受け入れるものとする。

2 市長は、寄附の申込み又は收受した寄附金が公序良俗に反するものと思料される場合は、寄附金の受入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還することができる。

3 市長は、前項の規定により寄附金の受入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還した場合は、その理由及び経過を記録しておかなければならない。

(寄附金台帳の作成等)

第3条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、富士見市まちづくり寄附金台帳（様式第2号）を作成するものとする。

2 市長は、基金の全部又は一部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかなければならない。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月30日規則第25号）

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

富士見市まちづくり寄附金申込書

年 月 日

(宛先)富士見市長

住所(所在地) 〒 _____

氏名(団体名及び代表者氏名)

電話番号 _____

FAX番号 _____

電子メールアドレス

富士見市まちづくり寄附条例に基づく寄附をしたいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 寄附金額 _____ 円

2 公表事項(寄附金に関して公表する際に、公表してもよい事項に○印を付けてください。)

(1) 住所・所在地(市区町村名のみ)	
(2) 氏名(団体名)	

※寄附金額及び指定した用途については、公表させていただきますので予め御了承ください。

3 寄附金の使途の指定

事業の区分	寄附金額
(1) <u>子どもを育むまちづくりのための事業</u> 子育て支援の推進、子どもの教育や青少年の健全育成の充実など	円
(2) <u>健康及び福祉を増進するまちづくりのための事業</u> 高齢者福祉や障がい者福祉の充実、健康づくりの推進など	円
(3) <u>生涯学習を推進するまちづくりのための事業</u> 生涯にわたる学習や教育の充実、市民の文化芸術の創造、スポーツやレクリエーションの推進など	円
(4) <u>安心で安全なまちづくりのための事業</u> 水と緑の保全と活用、道路や交通環境の整備、防災や防犯の対策など	円
(5) <u>その他市長が活力に満ちたまちづくりに必要と認める事業</u> 農業や商工業の振興、地域活性化の推進など	円

4 納付方法(次の中から一つ選び、○印を付けてください。)

(1) 納付書 (後日、市指定の納付書を送付しますので、納付書に記載の金融機関の窓口で納付してください。)	
(2) 現金書留 (この寄附申込書を本市が受領後、担当者から確認の連絡をいたします。その後、市役所政策企画課宛てに現金書留にて郵送してください。なお、郵送料が別途必要となりますが、御負担ください。)	
(3) 窓口納付 (市役所政策企画課(2階)にて納付してください。)	
(4) 口座振込 (この寄附申込書を本市が受領後、担当者から確認の連絡をいたします。その後、振込先を連絡しますので、当該振込先口座にお振り込みください。なお、振込手数料が別途必要となりますが、御負担ください。)	

※富士見市への応援メッセージを御自由に記入してください。

様式第1号（第2条関係）

（平26規則25・全改）

様式第2号（第3条関係）